

事 務 連 絡

平成18年5月17日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

輸入キムチ等の取扱いについて

標記については、平成17年11月2日付け食安輸発第1102002号等により取り扱っているところですが、韓国政府から提出のあった資料及びこれまでの輸入時検査の実績等を踏まえ、下記の製造者については通常の監視体制とすることとしましたので御了知願います。

記

韓国 C J C O R P .